

THE E.A.S.T. 会員規約

本規約は三井不動産株式会社（以下「弊社」という。）が運営する 31VENTURES startup workspace THE E.A.S.T. by MITSUI FUDOSAN（以下「本施設」という。）において、弊社が提供する会員向けサービスの利用に関し、「THE E.A.S.T.会員」（以下「本会員」という。）と弊社に適用されます。

（本施設の目的）

第1条 本施設は、新たなサービス、事業開発を志す起業家・スタートアップによる、イノベーション創出を目的とした施設です。

（本会員の種類）

第2条

1. 本会員は、第1条に定める本施設の目的を理解して、本施設における下記の会員プランに入会した法人または個人とします。
2. 本会員の種類は、次のとおりとします。
 - (1) プライベートスペースプラン（以下「プライベートプラン」という。）
プライベートスペースを、貸室賃貸借契約を締結して入居する法人
 - (2) シェアスペースプラン（以下「シェアプラン」という。）
シェアスペースを、利用契約を締結して利用する法人
 - (3) コワーキングスペースプラン（以下「コワークプラン」という。）
コワーキングスペースを、利用契約を締結して利用する個人または法人

（施設運営者）

第3条 本施設の運営管理は弊社が行います。ただし弊社は本会員向けサービスの提供に係る業務（以下「本業務」という。）の全部または一部を適当と認めるもの（以下「施設運営者」という。）に委託することができるものとします。

（利用許諾）

第4条

1. 弊社は、本会員に対し本施設を各プランで認められた範囲内で利用を認め、本会員は、本施設の利用にあたって本規約および別紙1記載の各施設の施設利用案内で定めるところを遵守することとします。
2. 弊社および本会員は、シェアプランおよびコワークプランに入会した本会員による本施設の利用が賃貸借に該当しないことを確認するとともに、両者の合意が賃貸借契約に該当せず、賃借権が発生しないことはもとより、借地借家法の適用を受けるものではないことを確認します。
3. 本施設は弊社の都合により新設または閉鎖をすることがあります。

（入会手続き・利用承認）

第5条

1. 以下の各号の場合をもって、弊社と本会員との間に本規約その他の定めに基づく本施設の利用に関する会員プラン契約が成立するものとします。
 - (1) プライベートプランにおいては、貸室賃貸借契約の締結
 - (2) シェアプランおよびコワークプランにおいては、入会手続きの完了
2. 会員プランおよび別紙1記載のオプションプランの変更を希望されるときは、受付より変更手続きを行ってください。当月15日までに手続きが完了すると、翌月分以降の適用となります。
3. 登録されている内容（住所・氏名・商号・連絡先等）に変更があった場合は、速やかに弊社までお知らせ下さい。

（利用可能期間）

第6条

1. 各プランへ入会した本会員の利用可能期間は、次のとおりとします。
 - (1) プライベートプランに入会した本会員の利用可能期間は、貸室賃貸借契約の開始日から契約終了日までとなり、契約終了をもって会員としての権利を失うものとします。
 - (2) シェアプランに入会した本会員の利用可能期間は入会手続きが完了した日より1年間とし、最大利用可能期間は2年間とします。最大利用可能期間満了の場合は、退会月の3ヶ月前に弊社より予告通知を行います。
 - (3) コワークプランに入会した本会員の利用可能期間は入会手続きが完了した日より1年間とし、最大利用可能期間は2年間とします。最大利用可能期間満了の場合は、退会月の2ヶ月前に弊社より予告通知を行います。

（利用可能施設）

第7条 本会員が利用することができる施設は、別紙1のとおりとします。

（本会員の退会手続）

第8条

1. プライベートプランは貸室賃貸借契約に基づいて退会手続きを行うものとします。
2. シェアプランおよびコワークプランの退会を希望されるときは、以下の各号の期日までに弊社に退会のお申し出をいただき退会の手続きを行っていただくことで、退会希望月末日をもって会員プラン契約を終了させることが可能です。
 - (1) シェアプランの場合、退会希望月の前々月末日
 - (2) コワークプランの場合、退会希望月の前月末日
3. 利用可能期間については、退会希望月末日までとなり、利用料についても退会希望月分までのお支払いが必要となります。
4. 退会の際は、会員証等貸与品は受付にご返却ください。尚、紛失された場合は手数料が発生いたしますのでご了承ください。

(会員向けサービス)

第9条

1. 本会員は、弊社が提供するビジネス支援を受けることができます（一部有料）。ただし、弊社が提供するビジネス支援が、本会員の当該支援にかかるビジネス上の成功をお約束するものではありません。
2. 弊社は、本会員向けのメールマガジンを配信します。本会員は、入会手続きの完了をもって当該メールマガジンの受け取りを承諾したものとみなします。ただし、受け取りの停止をご希望の場合は、弊社所定のお手続きをいただければ配信を停止いたします。

(本施設の休館日・利用可能時間)

第10条 本施設の営業時間は、施設利用案内に定めるとおりとします。なお本施設の維持管理上必要がある場合または停電その他の事由により、予告なく変更になる場合があります。

(本会員の月額利用料・初期費用・オプションプラン利用料)

第11条

1. プライベートプランに入会の本会員
 - (1) 別途締結する貸室賃貸借契約に基づき、月額賃料・保証金等を支払うものとします。
 - (2) 毎月の利用状況に応じてオプションプラン利用料（別紙1記載）を支払うものとします。
 - (3) 月末締めにて算出され請求されたオプションプラン利用料を翌月25日までに指定された口座へ振込により支払うものとします。
2. シェアプランおよびコワークプランに入会の本会員
 - (1) 毎月利用料（別紙1記載）を支払うものとします（日割り計算なし）。また、入会時に初期費用としてそれぞれ保証金または登録料を支払うものとします。保証金または登録料は初回月額利用料の支払いと合わせて利用開始日までに支払うものとします。保証金は、契約終了時に什器のクリーニング代およびその他の債務に充当したあとの残額を返還いたします。
 - (2) 一度退会された本会員が再度入会される場合は、再入会となりますので別途初期費用が必要となります。なお、コワークプラン入会の本会員のプラン変更時には、再度の初回登録料の支払いは不要です。
 - (3) 第23条第2項に定める場合を除き、既払いの利用料は、月の途中での退会を含め、理由の如何を問わず、返金されません。
 - (4) 本会員は、プランの月額利用料を入会月から支払うものとします。
 - (5) 本会員は、月額利用料の支払いとあわせてオプションプラン利用料を支払うものとします。
 - (6) 利用料には以下の項目を含むものとします。
 - (ア) 本施設内および本施設が所在する建物（以下「本建物」という。）共用部の上下水道、光熱、空調に関する費用
 - (イ) 本建物共用部の清掃および衛生、環境維持費用
 - (ウ) その他本施設および本建物共用部の施設および設備の維持管理費用

(シェアプランおよびコワークプランに入会の本会員の利用料支払方法・支払日)

第12条

1. 利用料のお支払い方法は、クレジットカード決済または請求書発行による銀行振込がございます。
(請求書発行による銀行振込はシェアプランのみ。) なお、銀行振込の際の振込手数料は会員負担となります。
2. 月額利用料は前月末日までに支払うものとします。請求書発行による銀行振込において、本支払期日が土日祝祭日等の金融機関の休業日に該当する場合は、その1営業日前に支払うものとします。
3. オプションプラン利用料は、前月末締め・翌月末日前に支払うものとします。
4. 本支払期日までに本条第2項および3項にかかるお支払いが確認できない場合、確認がとれるまで会員の権限を停止させていただきます。
5. 会員からのご依頼がない限り領収書は発行いたしません。また、発行する領収書は入金の確認がとれたものに限りします。

(オプションプラン対象エリア)

第13条

1. 本会員は本施設内のオプションプラン対象エリアを利用できるものとし、対象エリアは、別紙1に記載のとおりとし、ご利用に関する詳細は施設利用案内に記載のとおりとします。
2. 前項にかかわらず、本施設に変更があった場合、変更の通知は本施設の SNS あるいは本施設内に書面を掲示する等の方法により行われます。なお、本施設の対象エリアに変更があった場合でもその都度本規約「オプション対象エリア一覧表」の差し替えは行わないものとします。
3. 第1項にかかわらず、弊社は、本施設の管理上必要がある場合または停電その他の事由により本施設の提供が困難であると判断した場合には、臨時休館日または営業時間の短縮を設定することができるとし、会員はこれを異議なく承諾するものとします。変更の通知は本施設の SNS あるいは本施設内に書面を掲示する等の方法により行われます。

(オプションプラン対象エリアの利用制限)

第14条 本施設の利用目的が、次のいずれかに該当する場合は利用することができないものとします。

- (1) 利用申込者以外の第三者のみで利用する場合
- (2) 騒音を発する等、他の利用者および会員、周囲に迷惑を及ぼす恐れがある場合
- (3) 公序良俗を乱す恐れがある場合
- (4) 特定の政治活動または宗教活動を目的とする場合
- (5) 広告宣伝、販売等の営利活動を目的とする場合。ただし、施設運営者等が認めた場合を除く
- (6) 利用目的以外の用途に利用する恐れがある場合
- (7) 危険物、爆発物、毒物等を持ち込む恐れがある場合
- (8) 管理運営上、支障をきたす恐れがある場合
- (9) 上記に準ずると施設運営者等が認めた場合

(オプションプラン対象エリアの利用に関する遵守事項)

第15条 本施設の利用に際しては、次の各号を遵守するものとします。

- (1) 飲酒・喫煙を行わないこと。(イベントブース貸切利用の場合には飲酒を除く)
- (2) ペット等を持ち込まないこと。ただし、施設運営者の事前の書面による許可を得た盲導犬、聴導犬または介助犬等は除く。
- (3) 大音量を発する行為、他の会員及び周囲に迷惑や危害を及ぼす行為並びにその他、公序良俗に反する行為をしないこと。
- (4) 施設運営者へ事前の書面による許可なく、本建物の通路や階段、廊下、外壁等に看板、ポスター等の広告物を貼ること。
- (5) 備え付けの備品は動かさないこと。(貸切利用の場合等には施設運営者へ事前に申請すること)
- (6) 美化につとめ、ゴミを放置しないこと。退出する際には、ゴミの片づけや利用した備品類の片づけおよび清掃、整理整頓を十分に行うこと。
- (7) 貴重品は自己管理すること。
- (8) 備付けの機器・備品等は取扱説明に定められた用法に従い利用すること。定められた用法外の利用や故意・過失にかかわらず備え付けの機器・備品等を汚損・破損させた場合は、本会員は弁償しなければならない。

(遅延損害金)

第16条 シェアプランおよびコワークランに入会の本会員が利用料およびその他の債務の支払いに関して 30 日を超えて遅延した場合、弊社は、所定の支払期日の翌日からその支払いが実際に行われた日までの期間について、その日数 に応じて、未払額に年利 14.6 パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を請求することができます。なお、本会員が利用料およびその他の債務の支払いを遅延した場合には、本会員が当該遅延損害金を支払った場合でも、弊社は、第 24 条に定める会員プランの解除権を行使することができるものとします。

(個人情報保護)

第17条

1. 弊社は、弊社の保有する会員の個人情報を、弊社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理いたします。
2. 本会員は、自己が弊社に提供した個人情報が正確であることを保証していただきます。弊社は当該情報が不正確であることによって本会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
3. 本会員によって、弊社に提供された個人情報は第 3 条に定める施設運営者に対して本業務の実施を目的として提供される場合があります。

(セキュリティカメラ)

第18条 弊社および本会員は、セキュリティカメラに関する次の各号の事項について、あらかじめ合意するものとします。

- (1) 弊社が本施設内にセキュリティを目的としてカメラを設置していること。
- (2) セキュリティカメラで撮影された映像（以下、「撮影データ」という。）は一定期間、弊社の業務委託先のサーバーに保存されること。
- (3) 本会員は、弊社による当該セキュリティカメラによる監視、撮影、撮影データの保存、次号の目的に限定した撮影データの利用および持ち出しを拒否できないこと。
- (4) 弊社は本契約および利用規約の違反、盗難、火災等の有無確認および警察等の犯罪捜査に協力する目的以外において、撮影データを持ち出しもしくは利用しないこと。
- (5) 弊社は前号の目的以外に撮影データを利用する場合は、本会員の事前承諾を要すること。

（本会員の権利ならびに権利の譲渡・転貸等の禁止等）

第19条 本会員は、本施設の利用権など会員プラン上の一切の権利を第三者に譲渡し、貸与または担保の用に供することはできません。

（善管注意義務）

第20条

1. 本会員は、本施設が会員相互の交流の場であることを踏まえ、本規約および施設利用案内に従い、他の会員および第三者に迷惑となる行為をせず、本建物および本施設（諸造作・設備等を含みます。以下同じ。）を善良なる管理者の注意をもって利用するものとします。
2. 本会員の同伴者が本建物および本施設を利用する場合も本規約を遵守していただくものとします。
3. 本会員は、本施設内に私物は放置せず、その管理を自己責任で行うものとします。私物の紛失、盗難、破損、汚れ等損害が生じても弊社に責めに帰すべき事由がない限りは責任を負いかねます。

（損害賠償責任）

第21条 本建物および本施設において、本会員および同伴者が故意または過失により他の会員またはその第三者に損害を与えた場合、本会員は、その損害を賠償するものとします。

（免責事項）

第22条 次に掲げる事由により本会員が被った損害について、弊社は、その責を負いません。

- (1) 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、インターネット接続設備などの IT インフラ通信設備機器やその他諸設備機器の不調、損壊または故障、偶発事故、その他弊社の責めに帰すことのできない事由
- (2) 他の会員または第三者の故意または過失
- (3) 本施設または本建物の造作および設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等

（会員プランの終了）

第23条

1. 天災地変その他弊社および本会員の責めに帰すべからざる事由により、本建物および本施設の全部または一部が滅失もしくは毀損して本施設の利用が不可能となったと弊社が判断した場合、会員プ

ランは終了します。また、これによって弊社または本会員の被った損害について、各相手方は、その責を負わないものとします。

2. 弊社が本施設の運営を終了する場合またはその他弊社が必要と認める場合には、弊社は、理由の如何を問わず、かつ会員プランの内容に関係なく、本規約に基づく会員プランを終了させ、利用可能期間も終了させることができます。シェアスペースプランおよびコワーキングスペースプラン入会で利用可能期間が月の途中で終了した場合、弊社は、当該終了日から当該終了日が属する月の末日までの期間について、既払いの利用料を日割計算にて会員に返金します。

（会員プランの解除）

第24条

1. 本会員がつぎの各号のいずれかに該当する場合、弊社は、何等の催告なしに会員プランを当然に解除することができるものとします。
 - (1) 本会員が、会員プラン上の支払債務を期日までに履行しなかったとき。
 - (2) 本規約または施設利用案内の規定に違反し、本会員に対し当該違反を改めるよう催促したにもかかわらず、是正しないとき。
 - (3) 本施設または本建物内において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行いまたは威勢を示すことにより、他の会員もしくは一時利用者等本建物の利用者に不安を覚えさせる行為をしたとき、または他の会員の迷惑となる行為をしたとき。
 - (4) 本建物または本施設を故意または過失により毀損したとき。
 - (5) 罪を犯し、または嫌疑を受け捜査機関による捜査等が開始されたとき。
 - (6) 破産手続開始申立、民事再生手続開始申立、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立があったとき。
 - (7) 解散の決議を行いまたは解散命令を受けたとき（合併に伴って解散する場合を除く）。
 - (8) 公序良俗に反する行為があったとき、またはそのような行為を助長するおそれがあるとき。
 - (9) 弊社が連絡を試みても3ヶ月以上連絡がつかないとき。
2. 弊社が会員プランを解除したか否かにかかわらず、本会員が本規約またはその他の規定に違反したこと等により、弊社に損害が生じた場合には、弊社は、本会員に対し、損害賠償を請求することができます。

（利用停止）

第25条 貸室賃貸借契約、または第8条による退会または第23条もしくは第24条に基づく会員プラン契約の解除その他事由の如何を問わず会員プラン契約が終了した場合、本会員は本施設の利用権限を失い、当該会員は以後本施設を利用することはできません。

（反社会的勢力の排除）

第26条

1. 本会員は、弊社に対し次の各号の事項を確約するものとします。
 - (ア) 本会員、または本会員が所属する企業および団体で自らまたはその役員（業務を執行する社員、

取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
(イ)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、会員プランを締結するものではないこと。

2. 本会員は、本施設の利用にあたり、本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供してはなりません。また、本建物および本施設に反社会的勢力の構成員または関係者を入室させ、またはこれを容認するなど、反社会的勢力に本施設の全部または一部を占有または利用させてはなりません。
3. 本会員が、第1項または第2項に違反した場合、弊社は書面で通知を行うことにより何等の催告なしに会員プランを解除することができるものとします。

(秘密情報)

第27条

1. 本規約において「秘密情報」とは、本会員自らが秘匿したい情報の全ておよび、本会員の利用期間中に、本会員が知り得た弊社または他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。
2. 本施設は、不特定多数が利用する施設であり、会員は自らの責任で秘密情報を管理しなければなりません。万が一会員の秘密情報が漏洩した場合でも、弊社は一切その責任を負いません。
3. 本会員は本施設で行われる日常的な交流やイベント等を通じて得られる情報の中に、秘密情報が含まれている可能性があることをあらかじめ認識することとします。
4. 本会員が、本施設で行われる日常的な交流やイベント等を通じて得られた情報を自らの事業に活用する場合、必要に応じて相手方に確認する等、他の会員の権利を侵害しないような措置を講じなければならないこととします。
5. 本条の規定にかかわらず、以下に該当することを本会員が証明することのできる情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後本会員の責によらずして公知となった情報
 - (2) 本会員が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに本会員が保有している情報
 - (4) 本会員が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 弊社が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報

(守秘義務)

第28条

1. 利用期間中に本会員が、他の会員の、第27条に規定した秘密情報を知ってしまった場合、本会員は、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿するものとし、当該秘密情報の本人の許可なくソーシャルネットワークサービス(SNS)や、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示しまたは漏洩、公開もしくは利用してはなりません。もし本会員が本項規定の内容に反した場合に発生した事案の一切に対し、弊社はその責任を負いません。
2. 本会員は、裁判所や官公庁などの公的機関より弊社の秘密情報の開示を要求された場合、直ちに弊社

に通知し、法令に従い開示を拒絶できない場合は、当該秘密情報を開示することができます。またその場合、本会員は、法令が許容する範囲において当該秘密保持情報の機密性を保持するための最善の努力をするとともに、弊社に対し当該秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えなければなりません。

3. 本会員は、秘密情報について、複製、複写等の行為を行ってはなりません。

(規約の改定および注意事項等の順守)

第29条 弊社は、以下各号の場合、本会員の事前の承諾なく本規約を変更できるものとします。変更後の本規約および変更の効力発生日を本会員に通知しまたは適切な場所に掲示したときは、本規約が変更されたものとみなされ、本会員は、変更後の本規約を順守することとします。

(1) 本規約の変更が本会員の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

(合意管轄)

第30条 弊社および本会員は、本規約または会員プランに関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(規定外事項)

第31条 本規約に定めのない事項および会員プランの解釈に疑義を生じたときは、弊社および本会員は、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとします。

以上

2022年12月20日

【別紙 1】

■基本プラン

1. THE E.A.S.T.日本橋富沢町

基本プラン	Private Space Plan プライベートスペースプラン 個室	Share Space Plan シェアスペースプラン 固定席	Co-working Space コワーキングスペースプラン フリー席
ご利用人数	個室によって異なります	2～6名（法人）	1名（個人または法人）
ご利用料金/月額 （消費税等別途）	個室によって異なります	50,000 円／2 席 100,000 円／4 席	18,000 円／人
契約形態	貸室定期賃貸借契約	1 年単位の利用契約	1 年単位の利用契約
入居時初期費用 （消費税等別途） ※敷金・保証金は 消費税不課税	①敷金※ 月額賃料の 3 か月分 ②利用開始月賃料 ③翌月分賃料	①保証金 ※ご利用料金の 2 か月分 ②利用開始月利用料 ③翌月分利用料	①登録料 10,000 円 ②利用開始月利用料 ③翌月分利用料
特徴	・水道光熱費込 ・ネット利用料込 ・24 時間利用可能	・水道光熱費込 ・ネット利用料込 ・24 時間利用可能 専用ロッカー有 郵便ポスト有	・水道光熱費込 ・ネット利用料込 ・24 時間利用可能 ●登記オプションプラン +12,000 円／月 （消費税等別途） 専用ロッカー付 郵便ポスト付 ※追加契約必要

2. THE E.A.S.T.日本橋一丁目

基本プラン	Private Space Plan プライベートスペースプラン 個室	Share Space Plan シェアスペースプラン 固定席	Co-working Space コワーキングスペースプラン フリー席
ご利用人数	個室によって異なります	2～6名（法人）	1名（個人または法人）
ご利用料金/月額 （消費税等別途）	個室によって異なります	70,000 円／2 席 140,000 円／4 席	20,000 円／人
契約形態	貸室定期賃貸借契約	1 年単位の利用契約	1 年単位の利用契約
入居時初期費用 （消費税等別途） ※敷金・保証金は 消費税不課税	①敷金※ 月額賃料の 3 か月分 ②利用開始月賃料 ③翌月分賃料	①保証金 ※ご利用料金の 2 か月分 ②利用開始月利用料 ③翌月分利用料	①登録料 10,000 円 ②利用開始月利用料 ③翌月分利用料
特徴	・水道光熱費込 ・ネット利用料込 ・24 時間利用可能	・水道光熱費込 ・ネット利用料込 ・24 時間利用可能 専用ロッカー有 郵便ポスト有	・水道光熱費込 ・ネット利用料込 ・24 時間利用可能 ●登記オプションプラン +12,000 円／月 （消費税等別途） 専用ロッカー付 郵便ポスト付 ※追加契約必要

■オプションプラン対象エリア一覧表

1. THE E.A.S.T.日本橋富沢町

(1) イベントブース

1. 利用目的	THE E.A.S.T.日本橋富沢町の入居者および来訪者のプレゼンテーションやイベント、セミナー等
2. 利用資格	THE E.A.S.T.日本橋富沢町の入居者および来訪者であること
3. 利用時間	平日 18:30～21:00（本施設休館日除く）
4. 利用料	40,000 円/時間（消費税等別途） ※利用最小時間は1時間からとする。事前準備・後片付けも貸切利用時間に含む。
5. 利用料支払い	利用者は、所定の利用料金を施設運営者が指定する方法に従って、支払期日までに指定口座に支払う。なお、支払いにかかる振込み手数料は利用者負担とする。
6. 利用者責任 ※貸切利用の場合に限る	利用者は次のことを遵守しなければならない。 ①利用に立ち会うこと。 ②利用終了時までに退出すること。 ③施設運営者の指示に従うこと。 ④利用に関して一切の責任を負うこと。
7. 利用申込み	貸切利用の場合に限り、2週間前までに申込書を受付宛にメールにて申込みすること。

(2) ミーティングルーム/のれんルーム

1. 利用目的	THE E.A.S.T.日本橋富沢町・日本橋一丁目の入居者および来訪者の打合せ等
2. 利用資格	THE E.A.S.T.日本橋富沢町・日本橋一丁目の入居者および来訪者であること
3. 利用時間	24 時間（本施設休館日除く） ※THE E.A.S.T.日本橋一丁目の入居者は平日 9 時～21 時の利用とする。
4. 利用料	（1）ミーティングルーム 1,500 円（消費税等別途）/30 分・室 （2）のれんルーム 4 人部屋 800 円、6 人部屋 1,000 円（消費税等別途）/30 分・室 ※利用時間は 30 分から、30 分単位とする。 ※のれんルームに限り、平日 21 時～翌 9 時ならびに土日祝日は無料で利用可能。
5. 利用料支払い	利用者は、所定の利用料金を施設運営者が指定する方法に従って、支払期日までに指定口座に支払う。なお、支払いにかかる振込み手数料は利用者負担とする
6. 利用者責任	（1）会員として予約システムの ID 登録をしていなければならない。 （2）利用に際して、次のことを遵守しなければならない。 ①必ず事前の予約をもって利用すること。 ②レイアウト変更や備品を使用した場合は元の状態に戻すこと。 ③施設運営者の指示に従うこと。会議室の利用終了時までに退出すること。 （3）利用に関して一切の責任を負うものとする。
7. 利用申込み	予約システムからの事前予約制とする。 ミーティングルームは ID カードでセキュリティを解除し利用する。 利用開始時間直前までは予約システムよりキャンセル操作可能。

	※ただし利用開始時間以降はキャンセル不可となり、ご利用料金を請求いたします。 ※操作詳細は施設利用案内へ記載いたします。
--	--

(3) フォーカスゾーン

1. 利用目的	THE E.A.S.T.日本橋富沢町の入居者の個人作業や執務作業等
2. 利用資格	THE E.A.S.T.日本橋富沢町の入居者であること
3. 利用時間	24 時間（本施設休館日除く）
4. 利用料	5,000 円/権限・月（消費税等別途）
5. 利用料支払い	利用者は、所定の利用料金を施設運営者が指定する方法に従って、支払期日までに指定口座に支払う。なお、支払いにかかる振込み手数料は利用者負担とする。
6. 利用者責任	（1）施設運営者の指示に従うこと。 （2）利用に関して一切の責任を負うものとする。 （3）ミーティングや電話は行わないこと。 （4）食事は軽食含め不可。ただし飲み物の持ち込み可能（アルコールは禁止）。
7. 利用申込み	本会員申込時にオプション契約にてお申込み。

(4) Web 会議ブース

1. 利用目的	THE E.A.S.T.日本橋富沢町・日本橋一丁目の入居者の Web ミーティングや電話等
2. 利用資格	THE E.A.S.T.日本橋富沢町・日本橋一丁目の入居者であること
3. 利用時間	24 時間（本施設休館日除く） ※THE E.A.S.T.日本橋一丁目の入居者は平日 9 時～21 時の利用とする。
4. 利用料	100 円/10 分（消費税等別途）
5. 利用料支払い	利用者は、所定の利用料金を施設運営者が指定する方法に従って、支払期日までに指定口座に支払う。なお、支払いにかかる振込み手数料は利用者負担とする。
6. 利用者責任	利用に関して一切の責任を負うものとする。
7. 利用申込み	予約システムからの事前予約制とする。 Web 会議ブースは ID カードでセキュリティを解除し利用する。 利用開始時間直前までは予約システムよりキャンセル操作可能。 ※ただし利用開始時間以降はキャンセル不可となり、ご利用料金を請求いたします。 ※操作詳細は施設利用案内へ記載いたします。

2. THE E.A.S.T.日本橋一丁目

(1) イベントブース

1. 利用目的	THE E.A.S.T.日本橋一丁目の入居者および来訪者のプレゼンテーションやイベント、セミナー等
2. 利用資格	THE E.A.S.T.日本橋一丁目の入居者および来訪者であること
3. 利用時間	平日 18:30～21:00（本施設休館日除く）
4. 利用料	40,000 円/時間（消費税等別途） ※利用最小時間は 1 時間からとする。事前準備・後片付けも貸切利用時間に含む。
5. 利用料支払い	利用者は、所定の利用料金を施設運営者が指定する方法に従って、支払期日までに指定口座に支払う。なお、支払いにかかる振込み手数料は利用者負担とする。
6. 利用者責任 ※貸切利用の場合に限る	利用者は次のことを遵守しなければならない。 ①利用に立ち会うこと。 ②利用終了時までに退出すること。 ③施設運営者の指示に従うこと。 ④利用に関して一切の責任を負うこと。
7. 利用申込み	貸切利用の場合に限り、2 週間前までに申込書を受付宛にメールにて申込みすること。

(2) ミーティングルーム

1. 利用目的	THE E.A.S.T.日本橋一丁目・日本橋富沢町の入居者および来訪者の打合せ等
2. 利用資格	THE E.A.S.T.日本橋一丁目・日本橋富沢町の入居者および来訪者であること
3. 利用時間	24 時間（本施設休館日除く） ※THE E.A.S.T.日本橋富沢町の入居者は平日 9 時～21 時の利用とする。
4. 利用料	1,500 円（消費税等別途）/30 分・室 ※利用時間は 30 分から、30 分単位とする。
5. 利用料支払い	利用者は、所定の利用料金を施設運営者が指定する方法に従って、支払期日までに指定口座に支払う。なお、支払いにかかる振込み手数料は利用者負担とする
6. 利用者責任	(1) 会員として予約システムの ID 登録をしていなければならない。 (2) 利用に際して、次のことを遵守しなければならない。 ①必ず事前の予約をもって利用すること。 ②レイアウト変更や備品を使用した場合は元の状態に戻すこと。 ③施設運営者の指示に従うこと。会議室の利用終了時までに退出すること。 (3) 利用に関して一切の責任を負うものとする。
7. 利用申込み	予約システムからの事前予約制とする。 ミーティングルームは ID カードでセキュリティを解除し利用する。 利用開始時間直前までは予約システムよりキャンセル操作可能。 ※ただし利用開始時間以降はキャンセル不可となり、ご利用料金を請求いたします。 ※操作詳細は施設利用案内へ記載いたします。

(3) Web 会議ブース

1. 利用目的	THE E.A.S.T.日本橋一丁目・日本橋富沢町の入居者の Web ミーティングや電話等
2. 利用資格	THE E.A.S.T.日本橋一丁目・日本橋富沢町の入居者であること
3. 利用時間	24 時間（本施設休館日除く） ※THE E.A.S.T.日本橋富沢町の入居者は平日 9 時～21 時の利用とする。
4. 利用料	100 円/10 分（消費税等別途）
5. 利用料支払い	利用者は、所定の利用料金を施設運営者が指定する方法に従って、支払期日までに指定口座に支払う。なお、支払いにかかる振込み手数料は利用者負担とする。
6. 利用者責任	利用に関して一切の責任を負うものとする。
7. 利用申込み	予約システムからの事前予約制とする。 Web 会議ブースは ID カードでセキュリティを解除し利用する。 利用開始時間直前までは予約システムよりキャンセル操作可能。 ※ただし利用開始時間以降はキャンセル不可となり、ご利用料金を請求いたします。 ※操作詳細は施設利用案内へ記載いたします。

(4) コワーキングプランアカウント

1. 利用目的	THE E.A.S.T.日本橋一丁目のシェアプランおよびプライベートプラン入居者の個人作業や執務作業等
2. 利用資格	THE E.A.S.T.日本橋一丁目の入居者であること
3. 利用時間	24 時間（本施設休館日除く）
4. 利用料	5,000 円/権限・月（消費税等別途）
5. 利用料支払い	利用者は、所定の利用料金を施設運営者が指定する方法に従って、支払期日までに指定口座に支払う。なお、支払いにかかる振込み手数料は利用者負担とする。
6. 利用者責任	(1) 施設運営者の指示に従うこと。 (2) 利用に関して一切の責任を負うものとする。 (3) 飲食は可。ただし臭いの強いもの、アルコールは禁止。
7. 利用申込み	本会員申込時にオプション契約にてお申込み。